

ほごしや かてい みなさま
保護者、ご家庭の皆様
せいと
生徒のみなさん

にいがたけんりつむらまつこうとうがっこう
新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（お知らせ）

ようしゆん こう みなさま
陽春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃か
ほんこう きよういくかつどう りかい きよりよく たまわ かんしやもう あ
ら本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、すでにご存じの方も多いたと思いますが、文部科学省は昨年2月、生徒の命や安全を守る
さいゆうせん ほんざいこうい と あつか せいと いのち あんぜん まも
ることを最優先にするため、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に
そうだん つうほう おこな てきせつ えんじよ もと ほごしやとう たい
相談・通報を行い適切な援助を求め、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくこ
と等を求める通知を、各都道府県の教育委員会等に発出しました。

つきましては、犯罪行為として取り扱われる可能性があるいじめ事案が発生した場合、本校
い か たいおう ほごしや かてい みなさま い か ないよう よ
は以下のとおり対応いたします。保護者、ご家庭の皆様は、以下の内容をよくお読みいた
りかい りかい ねが もう あ
だき、ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

また別紙として、「添付資料1 警察に相談又は通報すべきいじめの事例」を添付しました。
ごかくしや なか
合格者のみなさんの中で、もし、これに該当するいじめを受けている場合には、すぐ学校
そうだん こま しんらい おとな そうだん こと
に相談してください。困りごとがあったり、悩んでいるとき、信頼できる大人に相談する事
は、恥ずかしい事でも悪い事でもなく、当たり前のことです。

保護者、御家庭の皆様におかれましても、お子様に不安な気持ち等ありましたら、お気軽
がっこう そうだん
に学校へご相談ください。

記

1 児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめなど、犯罪行為として取り扱われるべ
じあん とくめいせい たか かくさん とう せいしつ いつこく じたい しよう
き事案は、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質のため、一刻を争う事態も生じることから、
ほんこう ひがいせいと ほごしや たい ていねい じようほうきようゆう てつてい けいさつ そうだん
本校は、被害生徒および保護者に対して、より丁寧な情報共有を徹底して、警察への相談・
つうほう ただ おこな つと
通報が直ちに行われるように努めます。

2 犯罪行為として取り扱われる可能性があるいじめ事案については、本校は、確実に被害
せいと かがいせいと そうほう ほごしや じようほうきようゆう おこな ほごしや きようどう じどうせいと しどうしえん
生徒・加害生徒の双方の保護者に情報共有を行い、保護者と協働で、児童生徒の指導支援を
おこな
行います。

【参考】いじめ防止対策推進法 第23条（いじめに対する措置）
6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携
してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ
るおそれがあるときは2ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

たんどう ほうしたいさくいいんかい
担当 いじめ防止対策委員会
教頭 荒井 美鈴
TEL 0250-58-6003

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。 	<p>暴行 (刑法第 208 条)</p>	<p>第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 	<p>傷害 (刑法第 204 条)</p>	<p>第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。 	<p>強制わいせつ (刑法第 176 条)</p>	<p>第 176 条 13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 	恐喝 (刑法第 249 条)	<p>第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。 	窃盗 (刑法第 235 条)	<p>第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。 	器物損壊等 (刑法第 261 条)	<p>第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 	強要 (刑法第 223 条)	<p>第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。</p>

<p>○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p>脅迫 (刑法第 222 条)</p>	<p>第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p>
<p>○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</p>	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)</p>	<p>第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</p>	<p>自殺関与 (刑法第 202 条)</p>	<p>第 202 条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう</p>	<p>児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制</p>	<p>第 7 条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以</p>

<p>指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 	<p>及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)</p>	<p>下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 児童ポルノを提供した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。 3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。 4 前項に規定するもののほか、児童に第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第 2 項と同様とする。 5 (略) 6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に
---	----------------------------------	---

		<p>処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。(略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>	<p>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。</p> <p>3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 (略)</p>